重要事項説明書

| 記入年月日 | 2025年07月01日 |
|-------|-----------------------------|
| 記入者名 | 宮嵜 力 |
| 所属・職名 | メディカルホームグランダ 香里園 ホーム長 |

1 事業主体概要

| 名称 | (フリガナ) カブシキガイシャベネッセスタイルケア 株式会社ベネッセスタイルケア | | |
|------------|---|--------------------------------------|--|
| 法人番号 | 5011001034163 | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 新宿 | 宿モノリスビル | |
| | 電話番号/FAX番号 | 03-6836-1111 / 03-6836-1101 | |
| 連絡先 | メールアドレス | - | |
| | ホームページアドレス | http://www.benesse-style-care.co.jp/ | |
| 代表者(職名/氏名) | 代表取締役 / 滝山 真也 | | |
| 設立年月日 | 1995年09月07日 | | |
| 主な実施事業 | 介護保険指定事業(訪問介護、通所介護他)、保育事業 | | |

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

| 名称 | (フリガナ) メディカルホームグランダコウリエン メディカルホームグランダ香里園 | | |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|--|
| 届出・登録の区分 | 有料老人ホーム設置時の老人福祉法第2 | 9条第1項に規定する届出 | |
| 有料老人ホームの類型 | 介護付(一般型特定施設入居者生活介護 | を提供する場合) | |
| 所在地 | 〒 573-0087 大阪府枚方市香里園山之手町 34 番 1 号 | | |
| 主な利用交通手段 | 京阪電鉄本線「香里園駅」下車、徒歩 17 分(約 1300 m) | | |
| | 電話番号 | 072-837-3555 | |
| 連絡先 | FAX番号 | 072-837-3559 | |
| | ホームページアドレス | http://www.benesse-style-care.co.jp/ | |
| 管理者(職名/氏名) | ホーム長 | / 宮嵜 力 | |
| 有料老人ホーム事業開始 日/届出受理日・登録日 (登録番号) | 2011年04月01日 | / 2011年04月19日 | |

(特定施設入居者生活介護の指定)

| 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号 | 2772405276 | 所管している自治体名 | 枚方市 |
|------------------------------------|-------------|------------|-----|
| 特定施設入居者生活介護 指定日 (直近の更新日) | 2023年04月01日 | | |
| 介護予防特定施設入居者 生活介護 介護保険事業者番号 | 2772405276 | 所管している自治体名 | 枚方市 |
| 介護予防特定施設入居者 生活介護指定日 (直近の更新日) | 2023年04月01日 | | |

3 建物概要

| | 権利形態 | | 抵当権 | | 契約の自 | 動更新 | | | |
|------------|-------------------|-----------------------|--------------------------|------------------|--------|------------------|---------------|---------|------------------------|
| 土地 | 賃貸借契約の期間 | | | | | | | | |
| | 面積 | 2515.11 m | î | | | | | | |
| | 権利形態 | 賃借権 | 抵当権 | あり | 契約の自 | 動更新 | あり | | |
| | 賃貸借契約の期間 | | | 20 | 11年03月 | 101日~ | 2036年02月 | ₹ 28 日 | |
| | 延床面積 | 2300.66 m (うち有料老人ホーム) | | | -ム部分 | ム部分 2300.66 m²) | | | |
| 建物 | 竣工日 | 2011年02月21日 | | | | 用途区分 | • | 有料老人 | 、ホーム |
| Æ1/3 | 耐火構造 | 耐火建造物 その他の場合: | | | | | | | |
| | 構造 | 薄板軽量 | 薄板軽量形鋼造 その他の | | 場合: | | | | |
| | 階数 | | 階 | (地上 | | 階、地階 | | 階) | |
| | サ高住に登録して | いる場合、 | 登録基準 | | | | | | |
| | 総戸数 | 60 | 戸 | 届出又は | 登録(指 | 定)をし | た室数 | | 60 室(60 室) |
| 居室の | 部屋タイプ | トイレ | 洗面 | 浴室 | 台所 | 収納 | 面積*壁芯 法による | 室数 | 備考(部屋タイプ、相部 屋の定員数等) |
| 状況 | 介護居室個室 | 0 | 0 | × | × | 0 | 18.1 m² | 60 | 1 人部屋 |
| | | | | | | | *内法面積で | ₹13 ㎡以. | 上となっております。 |
| 共用施設 | <u> ш</u> ш 1 7 г | С. | ±r' | うち男女 | 別の対応 | が可能な | トイレ | | 0 ケ所 |
| | 共用トイレ | 6 ケ | - PJT | うち車椅子等の対応が可能なトイレ | | | 5 ケ所 | | |
| | 共用浴室 | 個室 | 4 <i>5</i> | 所 | 大浴場 | 1 | ケ所 | | |
| | 共用浴室における 介護浴槽 | チェア 一浴 | 0ヶ所 | その他 | 2ヶ所 | その他: | リフト浴、 | ストレッ | チャー浴 |
| | 食堂兼機能訓練室 | 1 / | ·所 | 面積 | 187.8 | 3 m ² | 利用者や家 | 族が利用 | なし |
| | 機能訓練室 | 0 ケ | -所 | 面積 | (|) m² | できる調理 | 設備 | x C |
| | エレベーター | ストレッ | チャー対 | 応 1ヶ月 | 近 | | | | |
| | 廊下 | 中廊下 | 1.8m | . / | 片廊下 | 7 | なし | | |
| | 汚物処理室 | | ケ所 | | | | | | |
| | Er 6) Z Levil im | 居室 | あり | トイレ | あり | 浴室 | あり | 脱衣室 | あり |
| | 緊急通報装置 | 通報先 | 担当スタ ₎ PHS | ッフの | 通報先か | ら居室ま | での到着予定 | 定時間 | 通常1分程度 |
| | その他 | 洗濯室、 | 相談室、 | 事務室兼 | 健康管理 | 헡 | | _ | |
| | 消火器 | あり | 自動火災 | 報知設備 | あり | 火災通報 | 設備 | あり | |
| 消防用 設備等 | スプリンクラー | あり | なしの場 (改善予定 | | | | | | |
| | 防火管理者 | あり | 消防計画 | | あり | 避難訓練 | の年間回数 | 2 | 2 回 |

4 サービスの内容

(全体の方針)

| | | その方らしさに、深く寄りそう。 |
|------------------|------|---|
| 運営に関する方針 | | ご利用者が「ご自分らしく生きること」を大切にしています。その方がどのような人生を歩まれ、何を望まれ、どのようなこだわりをお持ちなのか、心のありかを考えて、サービスのあり方を考えます。 ご利用者が生きがいを感じながらホームでお過ごしいただくため、またご家族に安心してホームにおまかせいただくために、その方が持つ能力を最大限にいかしたサービスの提供を目指してまいります。 |
| サービスの提供内容に関する特色 | | お一人おひとりが望まれることを、できる限りかなえてさしあげられるために、最大限の努力をすることをこだわりとしています。おもてなしの心を持ったスタッフが、ホームで豊かな時間を過していただけるお手伝いをいたします。グラニー&グランダのホーム名は、英語で親しみを込めた言葉からきており、グラニーは"ばーば"、グランダは"じーじ"という意味で、楽しく生活していただけるよう心がけています。 |
| サービスの種類 | 提供形態 | 委託業者名等 |
| 入浴、排せつ又は食事の介護 | 自ら実施 | |
| 食事の提供 | 委託 | 株式会社LEOC |
| 調理、洗濯、掃除等の家事の供与 | 自ら実施 | |
| 健康管理の支援(供与) | 自ら実施 | |
| 状況把握・生活相談サービス | 自ら実施 | |
| 提供内容 | | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| サ高住の場合、常駐する者 | | |
| 健康診断の定期検診 | 委託 | ホーム提携機関 |
| (世界が例り) 足期 快が | 提供方法 | 定期健康診断(年1回) |
| 利用者の個別的な選択によるサービ | ごス | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| 虐待防止 | | ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、確認 |
| 身体的拘束 | | 書を取り交わします。その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。なお、3つの要件のいずれかを満たさなくなった場合には、身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を解除いたします。また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。 ・虐待防止の責任者をホーム長とします・苦情解決体制の整備・職員会議にて、定期的に虐待防止のための啓発・周知・身体拘束廃止のための指針の策定・マニュアルの整備・法令の定めに基づく研修の実施・法令の定めに基づく「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の開催・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告 |

| 火災・非常災害時の対応 | ①施設・設備 ・当ホームは、有料老人ホームとして、該当する建築基準関係法令および消防関係法令に適合しています。 ・また、関係諸法令に従い、火災・非常災害時に備えて、避難経路の確保、消防用設備機器の設置、防炎資材の使用などの必要な処置をおこなっています。 ②防火管理・ホームでは消防関係法令に従い、火災・非常災害時に備えて、防火管理者を定め、具体的な消防計画を作成、管轄消防署に届出をしています。 ・定期的に消防用設備等の点検を実施すると共に、管轄消防署の指導のもとで、年2回の定期消防訓練を実施しています。 |
|-------------|---|
| | |
| | |
| | 指導のもとで、年2回の定期消防訓練を実施しています。 |
| | ・また、防火管理者のもとに、防火担当責任者・火元責任者を配 |
| | 置し、日常の防火管理を徹底すると共に、職員の防災教育を適宜 |
| | 実施、自衛消防隊を組織して、火災発生時に備えています。 |

(介護サービスの内容)

| 1 47 -7 | 奄設サービス計画及び介護予防 奄設サービス計画等の作成 | ①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、利用者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、利用者の状況に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画(以下、「計画」という。)を作成します。 ②介護サービス等の提供に際して、計画の原案を作成し、その内容を利用者に説明し、同意を得て交付します。 ③計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握を行います。 ④計画の作成後においても、その実施状況の把握を行い、計画の変更を行うことが必要と判断したときは、その内容を利用者に説明し、同意の上で変更します。 |
|---------|--|---|
| | 食事の提供及び介助 | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| 目 | 入浴の提供及び介助 | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| 常 | 排泄介助 | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| 生活 | 離床・着替え・整容等の日常 生活上の世話 | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| 上の世 | 移動・移乗介助 | あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行いま す。 |
| 話 | 服薬介助 | あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬 の確認を行います。 |
| 機 | 日常生活動作を通じた訓練 | 必要に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣等の日常生活動作を通じた訓練を行いま す。 |
| 能訓 | レクリエーションを通じた 訓練 | 必要に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 |
| 練 | 器具等を使用した訓練 | あり 必要に応じて、機能訓練指導員等が、器械・器具・手すり等を使用した訓練 を行います。 |
| そ | 創作活動など | あり 個人で選択できる各種の趣味活動・サークル活動を提案いたします。 |
| Ø | 健康管理 | 利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置に努めます。 |
| 他 | 相談及び援助 | 利用者からの相談に応じます。 |

| 施設の利用に当たっての留意事項 | ■施設の利用にあたっての主な留意事項については、以下の内容のほか管理規程に定めていますので、管理規程をご参照ください。 ○物品管理について・ホームに持ち込まれる物品については、原則、利用者、保証人およびご家族で管理してください。・紛失等が発生した場合、お客様ご自身に被害がおよぶだけでなく、皆様が気持ちよくお過ごしいただけない一因にもなる為、貴重品(高額の現金や金券、カード、通帳、実印・銀行印、高価な宝飾品や美術品等)の持ち込みは禁止しています。・いかなる場合でも、ホームでは貴重品等(少額の現金や金券も含む)はお預かりいたしません。・上記に反して、貴重品等を持ち込む場合は、金庫等の鍵のかかる保管場所にて、利用者、保証人およびご家族の責任のもとで厳重に管理してください。・紛失、破損等があった場合、ホームは一切の責任を負いかねます。 ○居室利用の留意点について・居室、共用施設又は敷地内で動物を飼育することは原則できません。・ベネッセスタイルケアに承諾を得ることなく、利用者以外の者を居室に宿泊させることはできません。 |
|------------------------|---|
| 心身の状況の把握 | (介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、適切な方法により、入居者 の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとします。 |
| 施設における衛生管理等 | ① (介護予防) 特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。② (介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。 ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。 |
| 従業者の禁止行為 | 従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。 ①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が実施可能な診療の補助行為を除く。) ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳の預かり ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ⑤会社施設内での宗教活動、政治活動、営利活動 |
| サービスにあたっての留意事項 | サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。 |
| その他運営に関する重要事項 | サービス向上のため、職員に対し、新任者、身体拘束・虐待防止、 感染症、事故防止、認知症ケア、介護技術等の研修を適宜実施しています。 |
| 短期利用特定施設入居者生活介護 の提供 | なし |

| | 個別機能訓練加算 | Ĺ | なし |
|------------------------------------|------------------------------|------------|------------|
| | ADL 維持等加算 | (申出) の有無 | なし |
| | 夜間看護体制加第 | Ĺ | あり |
| | 協力医療機関連携 | 島加算 | あり(100 単位) |
| | 看取り介護加算 | | あり |
| | サービス提供体制強化加算 ※ | | なし |
| | 入居継続支援加第 | í ※ | 加算Ⅰ |
| | 生活機能向上連携 | 통加算 | なし |
| | 若年性認知症入居 | 者受入加算 | あり |
| 特定施設入居者生活介護の加算の | 科学的介護推進体制加算 | | あり |
| 対象となるサービスの体制の有無 | 口腔・栄養スクリーニング加算 | | なし |
| | 退院•退所時連携加算 | | あり |
| | 退居時情報提供加算 | | あり |
| | 高齢者施設等感染対策向上加算 | | なし |
| | 生産性向上推進体制加算 | | あり |
| | 認知症専門ケア加算 | | なし |
| | 介護職員等処遇改善加算 (特定施設入居者生活介護) | | 加算Ⅰ |
| | 介護職員等処遇改善加算 | | |
| | (介護予防特定施設入) | | 加算Ⅱ |
| 人員配置が手厚い介護サービスを 実施している場合の上乗せ介護費 | あり 「月段・有機相 | | |
| 用の有無 | 2.5 | | : 1 以上 |

[※]入居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用 し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

| 事業所名称 | |
|------------|--|
| 主たる事務所の所在地 | |
| 事務者名 | |
| 併設内容 | |

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

| 事業所名称 | |
|------------|--|
| 主たる事務所の所在地 | |
| 事務者名 | |
| 連携内容 | |

(医療連携の内容) ※治療費は自己負担

| | その他 | |
|------|---------|--|
| 医療支援 | その他の場合: | ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故 が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡を とるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じま す。 |

| | 名称 | 医療法人 光輪会 さつきクリニック | | | | |
|----------|------|--|--|--|--|--|
| | 住所 | 大阪府高槻市宮野町 17-5 コーポ加藤 1 階 | | | | |
| | 診療科目 | 内科、精神科 | | | | |
| | 協力科目 | 内科、精神科 | | | | |
| | 脚力料日 | 7. 民老の病性の角亦時筆において相談対 | | | | |
| | | 応を行う体制を常時確保 | | | | |
| | | 診療の求めがあった場合において診療を 1 あり 2 なし 行う体制を常時確保 | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 協力内容 | 協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担) | | | | |
| 協力医療機関 | 名称 | 医療法人楽樹会 大越なごみの森診療所 | | | | |
| | 住所 | 大阪府枚方市香里ケ丘 10 丁目 3732 番 17 3 階 | | | | |
| | 診療科目 | 内科、緩和ケア内科 | | | | |
| | 協力科目 | 内科、緩和ケア内科 | | | | |
| | | | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 協力内容 | 協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担) | | | | |
| | 名称 | なし | | | | |
| 1 | 住所 | | | | | |
| 協力歯科医療機関 | | | | | | |
| | 協力内容 | | | | | |

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

| 入居後に居室を住み替える場合 | | | | |
|----------------|--------|--------|---------|--|
| | | その他の場合 | その他の場合: | |
| 判断基準の内容 | | | | |
| 手続の内容 | | | | |
| 追加的費用の有無 | | | 追加費用 | |
| 居室利用権の取扱い | | | | |
| 前払金償却の調整の有無 | | | 調整後の内容 | |
| | 面積の増減 | | 変更の内容 | |
| | 便所の変更 | | 変更の内容 | |
| 従前の居室との仕様の変更 | 浴室の変更 | | 変更の内容 | |
| 促的の位金との位像の変更 | 洗面所の変更 | | 変更の内容 | |
| | 台所の変更 | | 変更の内容 | |
| | その他の変更 | | 変更の内容 | |

(入居に関する要件)

| 入居対象となる者 | 入居時自立・要支援・要介護 |
|----------|--|
| 留意事項 | ・契約締結時に原則満65歳以上の方 ※満65歳未満の方はご相談ください。 ・常時または随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方 ・規定の利用料の支払いが可能な方 ・公的な医療保険に加入されている方 ・公的な介護保険に加入されている方 ・保証人を定められる方 ・保証人を定められる方 ※身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない 場合にはご相談ください。 ・当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方 |
| 契約の解除の内容 | 【利用者からの解約】 ・入居金型契約の場合 利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、書面で通知することによりいつでも契約を解約することができます。 ・月額支払型契約の場合 利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、書面で1ヶ月前までに通知することによりいつでも本契約を解約することができます。ただし、利用開始日の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、利用者はいつでも本契約を解約することができます。なお、利用者とベネッセスタイルケアが合意の上で本契約の終了日の翌日を利用開始日とする本施設の新たな利用契約を締結する場合は、本契約の解約にあたり1ヶ月前までの解約の申し入れは不要です。※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の書面提出が必要となります。 【契約の自動終了】 次の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。 ・利用者が死亡したとき |

| | 1 | 1 | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|
| 事業主体から解約を求める場合 | 解約条項 | 次とよまに①②反③④す⑤セ⑥なが⑦型は⑧ま⑨ま難※関はるよ・の・響のもりす対利利し保利る利ス利ど困利契利天た利たい上係、申び利心利を事3解。し用用た証用通用タ用、難用約用災は用はほ記者べし協用身用及由ヶ約こて者契と人者常者イ者本で者の者、縮者そどにのネ入議者、者ぼに月をの説が約きががの、ルが施あが場に法小・のの関言ッれの自生自す該前申場明、「一利、介保ケ、設る本合復令す保従背わ動セを場身命身と | 証人または利用者の家族が、ベネッセスタイルケア 業員あるいは他の利用者に対して、本契約を継続し 信行為を行ったとき らず、利用者、保証人または利用者の家族・その他 および要望等が以下のいずれかに該当する場合に スタイルケアは、3ヶ月前に理由を示した書面によ せずに、また、利用者および保証人に対して説明お を設けずに、解約することができます。 、他の利用者またはベネッセスタイルケアの従業員 または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき 、他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影 | | | |
| | 解約予告期間 | 0 / A | | | | |
| 利用者からの解約予告期間 | 1ヶ月 入居金型 | !契約の場合は | いつでも I | | | |
| 体験入居 | あり | 内容 | 6 泊 7 日:77,000 円(税込) ※「6 泊 7 日」の定額料金です。 ※介護保険は適用されません。 ※上記料金には食費、水光熱費、介護サービス費(ただし、個別の要望に基づく外出同行等を除く。)が含まれます。 | | | |
| 入居定員 | 60 人 | | | | | |
| その他 | ■施設の利用にあたっての主な留意事項については、以下の内容のほかで定めていますので、管理規程をご参照ください。 ○物品管理について ・ホームに持ち込まれる物品については、原則、利用者、保証人および理してください。 ・紛失等が発生した場合、お客様ご自身に被害がおよぶだけでなく、皆はくお過ごしいただけない一因にもなる為、貴重品(高額の現金や金券、通帳、実印・銀行印、高価な宝飾品や美術品等)の持ち込みは禁止していいかなる場合でも、ホームでは貴重品等(少額の現金や金券も含む)いたしません。 ・上記に反して、貴重品等を持ち込む場合は、金庫等の鍵のかかる保管・利用者、保証人およびご家族の責任のもとで厳重に管理してください。・紛失、破損等があった場合、ホームは一切の責任を負いかねます。 ○居室利用の留意点について ・居室、共用施設又は敷地内で動物を飼育することは原則できません。・ベネッセスタイルケアに承諾を得ることなく、利用者以外の者を居室に | | | | | |

5 職員体制 (職種別の職員数)

| | | 職員数(| 実人数) | | | |
|-----|----------|-------|-------|-----|--------|---------------|
| | | 合計 (| | | 常勤換算人数 | 兼務している職種名及び人数 |
| | | | 常勤 | 非常勤 | | |
| 管理 | 者 | 1 | 1 | 0 | 1.0 | |
| 生活 | 相談員 | 1 | 1 | 0 | 1.0 | |
| 直接 | 処遇職員 | 32 | 20 | 12 | 27.1 | |
| | 介護職員 | 25 | 17 | 8 | 21.7 | |
| | 看護職員 | 7 | 3 | 4 | 5.4 | |
| 機能 | 訓練指導員 | 1 | 0 | 1 | 0.1 | |
| 計画 | İ作成担当者 | 1 | 1 | 0 | 1.0 | |
| 栄養 | 土 | | | | | 外部委託 |
| 調理 | !員 | | | | | 外部委託 |
| 事務 | 事務員 | | 0 | 2 | 1.2 | |
| その | その他職員 | | 0 | 4 | 2.0 | |
| 1 週 | 間のうち、常勤の | 従業者が勢 | 勧務すべき | 時間数 | | 40.0 時間 |

(職務内容)

| 管理者 | | 管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し選守すべき事項について指揮命令を行います。 | | | | | | |
|------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 生活 | 相談員 | 生活相談員は、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。 | | | | | | |
| 直接 | 処遇職員 | | | | | | | |
| 介護職員 | | 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、介護業務を行います。 | | | | | | |
| | 看護職員 | 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとします。 | | | | | | |
| 機能 | 訓練指導員 | 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を必要に応じて行います。 | | | | | | |
| 計画 | 「作成担当者 | 計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成します。 | | | | | | |
| 栄養士 | | 外部委託(栄養管理を行います。) | | | | | | |
| 調理 | !員 | 外部委託(食事の調理を行います。) | | | | | | |
| 事務 | 員 | 請求関連事務及び通信連絡事務等を行います。 | | | | | | |
| その | 他職員 | 施設の維持管理等に係る業務を行います。 | | | | | | |

(資格を有している介護職員の人数)

| | 合計 | a | | |
|---------------|----|----|-----|----|
| | | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
| 社会福祉士 | 0 | 0 | 0 | |
| 介護福祉士 | 13 | 7 | 6 | |
| 介護福祉士実務者研修修了者 | 2 | 2 | 0 | |
| 介護職員初任者研修修了者 | 10 | 8 | 2 | |
| 介護支援専門員 | 0 | 0 | 0 | |

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

| | 合計 | | |
|-------------|----|----|-----|
| | | 常勤 | 非常勤 |
| 看護師又は准看護師 | 0 | 0 | 0 |
| 理学療法士 | 1 | 0 | 1 |
| 作業療法士 | 0 | 0 | 0 |
| 言語聴覚士 | 0 | 0 | 0 |
| 柔道整復師 | 0 | 0 | 0 |
| あん摩マッサージ指圧師 | 0 | 0 | 0 |
| はり師 | 0 | 0 | 0 |
| きゅう師 | 0 | 0 | 0 |

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

| 夜勤帯の設定時間 (20 時 00 分~翌 07 時 00 分) | | | | | | | |
|----------------------------------|----|----|--|--|--|--|--|
| 平均人数 最少時人数 | | | | | | | |
| 看護職員 | 1人 | 1人 | | | | | |
| 介護職員 3人 3人 | | | | | | | |

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

| 特定施設入居者生活介護の利用者 | 契約上の | 職員配置比率 | 2.5:1 以上 | |
|--|------------------|------------------------|----------|--|
| に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄 は省略) | 実際の配 (2025 年) | 置比率 6 月の利用者数:常勤換算職員 | 2.2 : 1 | |
| 外部サービス利用型特定施設であ | 5ろ有料 | ホームの職員数 | | |
| 老人ホームの介護サービス提供体 | 本制(外部 | 訪問介護事業所の名称 | | |
| サービス利用型特定施設以外の場合では | 場合、本欄 | 訪問看護事業所の名称 | | |
| は省略) | | 通所介護事業所の名称 | | |

(職員の状況)

| 他の職務 | | 識務との兼務 | | | なし | | | | | | |
|---------|----------------|------------------------------------|-----|----------|-------|----------|-----|------|----------|------|-----|
| 管理 | 渚 | 業務に係る 資格等 あり 資格等の名称 介護福祉士、介護支援専 | | | 支援専門」 | 門員 | | | | | |
| | | 看護職員 | | 介護職員 | | 生活相談 | | 機能訓練 | 指導員 | 計画作成 | 担当者 |
| | | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 |
| | 度1年間の 者数 | 0 | 1 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 退職 | 度1年間の 者数 | 0 | 1 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| た業職務 | 1年未満 | 0 | 1 | 7 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 業務に従事した | 1 年以上 3 年未満 | 0 | 0 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 数に経験年 | 3年以上 5年未満 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 数に | 5年以上 10年未満 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 応じ | 10年以上 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 備考 | 備考 | | | <u> </u> | | <u> </u> | | | <u> </u> | - | |
| 従業 | 従業者の健康診断の実施状況 | | | あり | あり | | | | | | |

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

| 居住の権利形態 | | 利用権方式 | | |
|--------------------------------|-----|--|--|--|
| 利用料金の支払い方式 | | 選択方式 | | |
| | | 選択方式の内容 ※該当する方式を全て 選択 | 全額前払い方式/月払い方式 | |
| 年齢に応じた金額設定 | | あり | | |
| 要介護状態に応じた金額設定 | 定 | あり | | |
| 入院等による不在時における利用料金 (月払い)の取扱い | | あり 内容: 減額なし(食材費・介護保険給付費以外の利用料)、日割計算で減 額(介護保険給付費)、1 食単位で減額(食材費) | | |
| | 条件 | び人件費、また諸種の | 、び有料サービスの単価については、消費者物価指数及 ○経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視 ○意見を聞いて、改定する場合があります。 | |
| 利用料金の改定 | 手続き | ・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更は、それに応じて変動します。 ・上乗せ介護費用/自立者生活支援費用については、消費者物人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正など業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定ります。 ・入居金、敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非れ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定にな改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になり | | |

(代表的な利用料金のプラン)

| 入居者の状況 | 要介護度 | |
|---------------------------------|------------|------|
| 八百百 少小儿 | 年齢 | |
| | 部屋タイプ | |
| | 床面積 | |
| | トイレ | |
| 居室の状況 | 洗面 | |
| | 浴室 | |
| | 台所 | |
| | 収納 | |
| 前払金(家賃、介護サー 入居時点で必要な費用 ビス費等) | | 別紙参照 |
| | 敷金 | |
| 月額費用の合計 | | |
| 家賃 | | |
| 特定施設入 | 居者生活介護※の費用 | |
| せ 食費 | | |
| | | |
| | | |
| 費 険 光熱 | 水費 | |

※介護予防・地域密着型の場合を含む。 〇居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。

(利用料金の算定根拠等)

| (利用科金の昇足依拠寺) | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 家賃 | 【家賃相当額・入居金】 居室および共用施設等の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。 | | |
| | 月額支払型契約の家賃相当額の6ヶ月分または500万円を上限とした額を敷金としてお預かりします。 ・契約締結時に敷金をお支払いいただきます。 ・入居金型契約を選択した場合、敷金の支払いはありません。 ・契約債務の担保金として、敷金をお預かりします。 ・敷金は消費税非課税です。また、敷金には利息は付きません。 ・敷金については、保全措置を講じておりません。 | | |
| 敷金 | ・契約終了時、滞納や債務がない場合は、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、敷金全額を金融機関口座への振込みにより返金します。 ・利用料の不払いがあった場合には、敷金から充当する場合があります。 ※詳しい内容については、「契約書」の該当条項を参照願います。 | | |
| 前払金 | | | |
| 状況把握及び生活相談サービス費 | | | |
| 食費 | 【食材費】 1日1,306円、30日で計算した場合、1人あたり39,180円です。 (内訳:朝食291円、昼食432円、夕食583円) なお、所定の期限までに欠食の届けをした場合は、1食単位で料金をいただきません。 上記の「朝食、昼食、夕食」の食材費について、消費税法等が定める条件満たす場合に軽減税率を適用しています。 | | |
| 管理費 | 施設の維持・管理費、水光熱費、厨房運営費等 | | |
| | | | |

| 介護費用 | ①上乗せ介護費用:当ホームでは要介護者・要支援者 2.5 名に対し、常勤換算 1 名以上の職員体制(週 40.0 時間換算)をとっているほか、看護職員を 2 4 時間配置しています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。 ②要介護認定が自立の場合:「自立者生活支援費用」が適用になります。(この場合、上乗せ介護費用はいただきません。) ※介護保険サービスの自己負担額は含まれていません。 |
|--------------------------|---|
| 光熱水費 | 管理費に含みます。 |
| 介護保険外費用 | ・利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。 ・利用者が、当ホームまたはその設備、備品等を汚損または毀損、滅失、その他原状を変更した場合には、利用者の選択により、直ちに自己の費用により原状に復するか、またはその対価を支払って損害を賠償します。 ・ホームの利用に付随して生ずる「日常生活に関わる費用」は、その内容・性格により、利用料に含まれるものと含まれないものに区分しています。区分基準と具体的な内容・内訳は、利用契約書を参照願います。 |
| 利用者の個別的な選択による サービス利用料 | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| その他のサービス利用料 | 利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。 |

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

| 特定施設入居者生活介護※に対する自己負担 | 要介護度に応じて、介護保険負担割合証に記載の割合 に応じた額をご負担いただきます。 |
|--|---|
| 利用者の個別的な選択によるサービス利用料 | (別添 2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照 |
| 特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介 護サービス(上乗せサービス) | 上乗せ介護費用: 当ホームでは要介護者・要支援者 2.5 名に対し、常勤換算 1 名以上の職員体制(週 40.0 時間換算)をとっているほか、看護職員を 2 4 時間配置しています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。 |
| ※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。 | |

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

| 想定居住期間(償却年月数) | | | |
|---|-----------------|------|---|
| 償却の開始日 | | | ※当社では「利用開始日」としてい |
| 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受 領する額(初期償却額) | 1,950,000 円 | | ※A1 タイプ入居金型契約の場合 |
| 初期償却額 | ※利用 30 % 上の力 | の場合の | 0場合 こおける利用者の満年齢が満 75 歳以 0初期償却率です。満 65 歳以上満 75 場合には、その年齢により異なりま |

| | 入居後3月以内の契約 終了 | を利用者に返還しま 有料サービスの対値 約終了日までの期間 合の家賃相当額」を | から3ヶ月以内に終了した場合、入居金全額 ます。この場合、月額施設利用料、介護費用、 近のほか、入居金にかえて利用開始日から契 間について「契約が3ヶ月以内に終了した場 とお支払いただきます。(この家賃相当額は、 ままれる家賃相当額とは別にお支払いいただ |
|----------|-------------------|--|--|
| 返還金の算定方法 | 入居後3月を超えた契約 終了 | (標利えす(※・かに 月 日 ・(返を乗が返計当か込入あま※し標用えす(※)「「かに *と*で 返標還経じ月還し該遅み居りた「て 進者契額」利用起本1異月除 還承金過た途額て返いに金ま、残契 居年がしま開始日金満場に日 算金利いを終次しは属利却。の」終場に続標。時債、場の合利割 定場用な返了償ま、す用が 入は了場かす準 償却割合業が表す。 おものする ははに は は は は は は は は は は は は は は は は は | 中からず、利用開始日に、想定居住期間を超 5場合に備えてベネッセスタイルケアが受領 5場合に備えてベネッセスタイルケアが受領 原電量の3割相当額を「利用開始時償却 四額」は返還対象外となります。 額」以外の入居金は、利用開始日の属する月 の間整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常 の間整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常 の間整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常 の間整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常 の間整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常 の間整のため、1ヶ月目の月次償却額は がります。 とはいてす。 のとおりです。 の子においては、30 日本のとおりです。 の子においては、30 日本のとおりです。 の子においては、30 日本のとおりです。 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子においては、30 の子には、月次償却期分と合い。 の子には、日本の一方の子には、返還金は の子には、5の子には、返還金は の子には、5の子には、 の子には、5の子には、 の子に |
| 前払金の保全先 | 連帯保証を行う銀行等の名称 | | 株式会社中国銀行 |

7 入居者の状況

(入居者の人数)

この項目の情報は、2025年6月の情報です。

| | 6 5 歳未満 | 0人 |
|-------------|--------------|------|
| 左热 即 | 6 5歳以上7 5歳未満 | 0人 |
| 年齢別 | 75歳以上85歳未満 | 6 人 |
| | 8 5歳以上 | 53 人 |
| | 自立・その他 | 0人 |
| | 要支援1 | 9 人 |
| | 要支援2 | 6 人 |
| 要介護度別 | 要介護1 | 12 人 |
| 安川茂及別 | 要介護2 | 10 人 |
| | 要介護3 | 6 人 |
| | 要介護4 | 8人 |
| | 要介護 5 | 8人 |
| | 6か月未満 | 5人 |
| | 6か月以上1年未満 | 3 人 |
| 入居期間別 | 1年以上5年未満 | 31 人 |
| | 5年以上10年未満 | 15 人 |
| | 10年以上15年未満 | 5 人 |
| | 15年以上 | 0人 |
| 入居者数 | | 59 人 |

(入居者の属性)

| 性別 | 男性 | 8人 | | 女性 | 51 人 | | |
|------|-----|-------|------|------|-------|-------|------|
| 男女比率 | 男性 | 13.6% | | 女性 | 86.4% | | |
| 入居率 | 98. | 3% | 平均年齢 | 90.8 | 歳 | 平均介護度 | 2.16 |

(前年度における退去者の状況)

| | 自宅等 | 1人 |
|---------|----------|----|
| | 社会福祉施設 | 0人 |
| 退去先別の人数 | 医療機関 | 0人 |
| | 死亡者 | 6人 |
| | その他 | 0人 |
| 生前解約の状況 | 施設側の申し出 | 0人 |
| | 入居者側の申し出 | 1人 |

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

| 窓口の名称 ホーム | | メディカルホームグランダ香里園 苦情受付窓口 |
|---------------|-------|-----------------------------|
| 電話番号 / FAX | | 072-837-3555 / - |
| | 平日 | 09:30-17:30 |
| 対応している時間 | 土曜 | 09:30-17:30 |
| | 日曜・祝日 | 09:30-17:30 |
| 定休日 | | なし(当ホームは 365 日営業しております) |
| 窓口の名称 本社 | | (株)ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口 |
| 電話番号 / FAX | | 0120-251-662 |
| 対応している時間 | 平日 | 09:30-18:00 |
| 定休日 | | 土日、祝日、年末年始 |
| 窓口の名称 所在地市区町村 | | 枚方市 健康福祉部 介護認定給付課 |
| 電話番号 / FAX | | 072-841-1460 / 072-844-0315 |

| 対応している時間 | 平日 | 09:00-17:30 |
|------------|----|-----------------------------|
| 定休日 | | 土日、祝日、年末年始 |
| 窓口の名称 国保連 | | 大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 |
| 電話番号 / FAX | | 06-6949-5418 / - |
| 対応している時間 | 平日 | 09:00-17:00 |
| 定休日 | | 土日、祝日、年末年始 |
| 窓口の名称 虐待窓口 | | 枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課 |
| 電話番号 / FAX | | 072-841-1401 / 072-841-5711 |
| 対応している時間 | 平日 | 09:00-17:30 |
| 定休日 | | 土日、祝日、年末年始 |
| 窓口の名称 事故 | | 枚方市健康福祉部福祉指導監査課 |
| 電話番号 / FAX | | 072-841-1468 / 072-841-1322 |
| 対応している時間 | 平日 | 09:00-17:30 |
| 定休日 | | 土日、祝日、年末年始 |

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

| 損害賠償責任保険の加入状況 | 加入先 | 三井住友海上火災保険株式会社 |
|-------------------|---|--|
| | 加入内容 | 福祉事業者総合賠償責任保険 |
| | その他 | |
| 賠償すべき事故が発生したときの対応 | 入しています。 ・ベネッセスタイル イルケアの責に帰す。 ぼし、法的な賠償責任 ます。 ・ベネッセスタイル 生活を営んでいただら う努めておりますが、 がベネッセスタイル | ケアは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に加 ケアは、本件サービスの提供に伴って、ベネッセスタ ベき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及 壬を負う場合は、利用者に対して、その損害を賠償し ケアは、利用者が快適かつ心身ともに充実し安定した くために、最善の注意をもってサービス提供を行うよ 通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因 ケアに起因しない場合には、責任を負いかねる場合が 同意ください。よって、例えば、完全な転倒防止等を たしかねます。 |
| 事故対応及びその予防のための指針 | あり | |

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

| | | あり | の場合 | | | |
|--|----|-------|--------|-------|-----------|--|
| 利用者アンケート調査、意見箱 等利用者の意見等を把握する 取組の状況 | | | 実施日 | 毎年4月頃 | | |
| | | | 結果の開示 | あり | | |
| | | | | 開示の方法 | 運営懇談会等で開示 | |
| | なし | ありの場合 | | | | |
| 第三者による評価の実施状況 | | | 実施日 | | | |
| | | | 評価機関名称 | | | |
| | | | 結果の開示 | | | |
| | | | | 開示の方法 | | |

9 入居希望者への事前の情報開示

| 入居契約書の雛形 | 入居希望者に交付(交付希望者のみ) |
|------------|----------------------------|
| 重要事項説明書の雛型 | 入居希望者に公開・入居希望者に交付(交付希望者のみ) |
| 管理規程 | 入居希望者に交付(交付希望者のみ) |
| 事業収支計画書 | 公開していない |
| 財務諸表の要旨 | 入居希望者に交付(交付希望者のみ) |
| 財務諸表の原本 | 公開していない |

10 その他

| | | ありの場合 | | | | |
|---------------------------------------|---|--|---|--|--|--|
| | | 開催頻度 | 年 1回 | | | |
| 運営懇談会 | あり | 構成員 | 利用者、保証人、ホーム長、職員等 | | | |
| | | なしの場合の代替 措置の内容 | | | | |
| | あり | 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催 | | | | |
| 高齢者虐待防止のための取り組みの | あり | 指針の整備 | | | | |
| 状況 | あり | 研修の定期艇的な実施 | | | | |
| | あり | 担当者の配置 | | | | |
| | あり | 身体拘束適正化委員会の開催 | | | | |
| | あり | 指針の整備 | | | | |
| Published I at J at J at A albus | あり | 研修の実施 | | | | |
| 身体拘束等廃止のための取組の状況 | あり | 緊急やむを得ない場合に、家族等に説明を行った上で、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行う場合があること 身体拘束等を行う場合の態様および時間、入居者の 状況並びに救急やむを得ない場合の理由の記録 | | | | |
| | あり | 感染症に関する業務継続計画 (BCP) | | | | |
| | あり | 災害に関する業務継続計画 (BCP) | | | | |
| 业************************************ | あり | 従業者に対する周知の実施 | | | | |
| 業務継続計画の策定状況 | あり | 定期的な研修の実施 | | | | |
| | あり | 定期的な訓練の実施 | | | | |
| | あり | 定期的な見直し | | | | |
| 提携ホームへの移行 | なし | ありの場合の提携 ホーム名 | | | | |
| 個人情報の保護 | の家族 守秘 【個人 ご提供 | ・セスタイルケアは、 に関する秘密を正 務は本契約が終了 情報の取扱い】 いただく個人情報 | 本件サービスを提供する上で知り得た利用者および 当な理由なく第三者に開示または漏洩しません。この した後においても同様の効力を有します。 の取扱いについては、別に定める書面にてベネッセス いただきたい事項についてはご署名いただきます。 | | | |
| 緊急時等における対応方法 | ・ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。 ・ベネッセスタイルケアは、状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。 ・ベネッセスタイルケアは、対処方法について、ホーム内で対応マニュアルを定めており、都度その原因を解明し、再発生しないように対策を講じます。 | | | | | |
| サービス提供に関する記録 | 記が・イすッとなっている。 | ベネッセスタイルケアは、提供したサービスの内容等に関して、法令に定める 录を作成し、本契約締結時において、介護保険法上、本施設を指定する自治体 Eめる条例に基づいて保管します。 引用者は、この契約の有効期間内および上記の期間内において、ベネッセスタ レケアの定める手続きにより、本施設で当該利用者に関する前項の記録を閲覧 ることができるほか、その写しの交付を受けることができます。ただし、ベネ Zスタイルケアは、閲覧場所、時間、または写しの交付日等を指定するほか、 しの交付に要する実費相当の費用を請求することができます。 | | | | |

| | 府福祉のまちづくり条例に定め 準の適合性 | 適合 | 不適合の場合の内容 | | | | |
|---|-----------------------------|------------|-----------|--|--|--|--|
| 有料老人ホーム設置運営指導指針「規 模及び構造設備」に合致しない 事項 | | なし | | | | | |
| | 合致しない事項がある場合の 内容 | | | | | | |
| | | | 適合している | | | | |
| | 「既存建築物等の活用の場合等の特 例」への適合性 | 代替措 等の内 | | | | | |
| | 不適合事項がある場合の入居者 への説明 | | | | | | |
| 上記項目以外で合致しない事項 | | なし | | | | | |
| | 合致しない事項の内容 | | | | | | |
| | 代替措置等の内容 | | | | | | |
| | 不適合事項がある場合の入居者 への説明 | | | | | | |

添付書類: (別添1) 事業主体が大阪府内で実施する介護サービス (別添2) 個別選択による介護サービス一覧表

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号)」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第49号)」の規定に基づき、利用者、保証人に説明を行いました。

 説明年月日:
 年月日

 法人名:株式会社ベネッセスタイルケア

 事業所名:メディカルホームグランダ香里園ホーム長:
 印

 説明者氏名:
 印

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

| (利用 |]者) | | | |
|-----|-----|----|----------|------------|
| 住 | 所 | : | | |
| 氏 | 名 | : | | 印 |
| (上記 | 署名は | t. | (続柄: |)が代行しました。) |
| | | | | |
| (保証 | 人) | | | |
| 住 | 所 | : | | |
| 氏 | 名 | : | | 印 |
| | | (| 利用者との続柄: |) |

(別添1)事業主体が大阪府内で実施する介護サービス

| 介護サービスの種類 | 箇所数 | 主な事業所の名称 | 所在地 |
|------------------------|-----|--------------------------------|----------------------------|
| <居宅サービス> | 回刀奴 | 」 上はず未川ツ付か | 川 / 川 1 / 川 1 / 川 1 / 川 |
| | 0 | N 2 1 - N 3# 1 - N - H - H - I | 大阪府豊中市岡町3-6アソルティ |
| 訪問介護 | 8 | ベネッセ介護センター豊中 | 豊中岡町404 |
| 訪問入浴介護 | なし | | |
| 訪問看護 | なし | | |
| 訪問リハビリテーション | なし | | |
| 居宅療養管理指導 | なし | | |
| 通所介護 | なし | | |
| 通所リハビリテーション | なし | | |
| 短期入所生活介護 | なし | | |
| 短期入所療養介護 | なし | | |
| 特定施設入居者生活介護 | 14 | メディカルホームまどか中百舌鳥 | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁57 -21 |
| 福祉用具貸与 | なし | | |
| 特定福祉用具販売 | なし | | |
| <地域密着型サービス> | | | 1 |
| 定期巡回・随時訪問介護・看護 | なし | | |
| 夜間対応型訪問介護 | なし | | |
| 認知症対応型通所介護 | なし | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | なし | | |
| 認知症対応型共同生活介護 | なし | | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | なし | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | なし | | |
| 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | なし | | |
| 地域密着型通所介護 | なし | | 大阪府豊中市岡町3-6アソルティ |
| 居宅介護支援 | 2 | ベネッセ介護センター豊中 | 大阪府豊中市両町3-6/ブルディ 豊中岡町404 |
| <居宅介護予防サービス> | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | なし | | |
| 介護予防訪問看護 | なし | | |
| 介護予防訪問リハビリテーション | なし | | |
| 介護予防居宅療養管理指導 | なし | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | なし | | |
| 介護予防短期入所生活介護 | なし | | |
| 介護予防短期入所療養介護 | なし | | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 14 | メディカルホームまどか中百舌鳥 | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁57 -21 |
| 介護予防福祉用具貸与 | なし | | |
| 介護予防特定福祉用具販売 | なし | | |
| <地域密着型介護予防サービス> | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | なし | | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | なし | | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | なし | | |
| 介護予防支援 | なし | | |
| <介護保険施設> | | | 1 |
| 介護老人福祉施設 | なし | | |
| 介護老人保健施設 | なし | | |
| 介護療養型医療施設 | なし | | |
| 介護医療院 | なし | | |